

4 規程および組織

センター諸規程

(1) 岩手医科大学組織規程(抜粋)

第6章 共同研究部門

(共同研究部門)

第33条 本学に共同研究部門を設ける。

- 2 共同研究部門に中央研究施設及び共同研究室並びにハイテク・リサーチ・センターを設ける。
- 3 共同研究部門長には、医学部長をもってこれにあてる。
共同研究部門長は、共同研究部門の全般を管理統轄する。

(中央研究施設等)

第33条の2 中央研究施設及び共同研究室に別に定める室及びセンター(以下「中央研究施設等」という。)を設ける。

- 2 中央研究施設等の各室及び各センターに室長及びセンター長(以下「室長等」という。)をおく。
室長等は所属職員を指揮監督し当該中央研究施設等の管理運営にあたる。
- 3 室長等は教授又は助教授の兼務とし、医学部・歯学部及び教養部の関係各教授会が選考し、学長がこれを任命する。
その任期は3年とし再任を妨げない。
ただし、任期満了前に欠員を生じた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 中央研究施設の各室及び各センターに必要な場合、副室長及び副センター長(以下「副室長等」という。)をおくことができる。
副室長等は室長等を補佐し、室長等の指揮監督のもとに所属職員を指導監督並びに当該施設の管理運営にあたり、室長等事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 副室長等は、当該施設の教育職員のうちから室長等の推薦にもとづき、医学部、歯学部及び教養部の教授会の承認を経て、学長がこれを任命する。
その任期は3年とし、再任を妨げない。
- 6 共同研究室等の管理運営については、別に定める。

(ハイテク・リサーチ・センター)

第33条の3 ハイテク・リサーチ・センターに先端医療研究センター及び先進歯科医療研究センターを設ける。

- 2 ハイテク・リサーチ・センターの各センターにセンター長をおく。
センター長は、所属職員を指揮監督し当該センターの管理運営にあたる。

- 3 前項に定める各センター長は教授の兼務とし、先端医療研究センター長は医学部教授会において、又先進歯科医療研究センター長は歯学部教授会において選考し、学長がこれを任命する。
その任期は3年とし、再任を妨げない。
ただし、任期満了前に欠員を生じた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 ハイテク・リサーチ・センターの管理運営については、別に定める。

(超高磁場MRI研究施設)

第33条の4 第33条の3の先端医療研究センターに超高磁場MRI研究施設(以下「研究施設」という。)を設ける。

- 2 研究施設に研究施設長をおく。
研究施設長は、所属職員を指揮監督し、当該施設の管理運営にあたる。
- 3 前項に定める施設長は教授の兼務とし、医学部教授会において選考し、学長が任命する。
その任期は3年とし、再任を妨げない。
ただし、任期満了前に欠員を生じた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(共同研究部門の教授等)

第33条の5 共同研究部門に教授、助教授及び講師をおくことができる。

- 2 教授及び助教授は、学長が医学部・歯学部両学部の教授会に諮って選考し、理事会の議を経て理事長がこれを任命する。
- 3 講師は、共同研究部門長が医学部・歯学部両学部教授会に諮って選考し、学長の承認を経て理事長がこれを任命する。
- 4 教授、助教授及び講師は、共同研究部門長の統理監督の下に第33条の2から第33条の4に定める当該室長等の指揮監督を受け、自らも教育研究に従事する。

(共同研究部門の技師長等)

第33条の6 共同研究部門に技師長及び主任技術員をおくことができる。

- 2 技師長は、第33条の2から第33条の4に定める当該室長等の命を受け、自ら業務に従事するとともに、当該業務の技術に関し部下の職員を指導監督するものとする。
- 3 主任技術員は技師長を補佐し、技師長に事故あるときはこれを代理する。
- 4 技師長及び主任技術員は、学長が人事委員会の意見を聞いてこれを任命する。